

我が国のオープンサイエンス政策について



2024年2月28日

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

公的資金による学術論文等のオープンアクセスと研究データの管理・利活用の関係性

研究データ

公的資金による研究開発の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものをいう。研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ等が含まれる。

「公的資金」とは、国又は資金配分機関（FA）から大学、研究開発法人等に対して交付、補助又は委託する全ての経費を対象とする。公的資金は、公募型の研究資金とその他の経費（機関に対する基盤的な経費である運営費交付金等）からなる

査読無しの論文

（査読論文とならない）
プレプリント

（査読論文とならない）
実験・観測データ

学術論文及び根拠データ

学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度によって生み出された査読付き学術論文及び根拠データ

査読付き学術論文及び根拠データ

*機関リポジトリ等の情報基盤とは、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）において「研究データの管理・利活用のための我が国の中核的なプラットフォーム」として位置付けた研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとする。

「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

- ✓ NII RDCを中核的なプラットフォームとして位置づけ、メタデータを検索可能な体制を構築
- ✓ オープン・アンド・クローズ戦略に基づく公開・共有・非公開/非共有の設定
- ✓ 研究者は管理対象データの特定とメタデータの付与
- ✓ 公募型の研究資金へのメタデータ付与の仕組みの導入
- ✓ 大学等の機関におけるデータポリシーの策定等

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（令和6年2月16日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

- ✓ 学術論文を主たる成果とする競争的研究費を受給する者（法人を含む。）に対し、学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤*への掲載を義務づける。
- ✓ 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を通じて、誰もが自由に利活用可能となることを目指す。
- ✓ 研究成果を誰もが自由に利活用可能とするための発信手段として、研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）、その他のプレプリント、学術論文等の研究成果を管理・利活用するためのプラットフォームの整備・充実に対する支援を行う。等

公的資金による研究データの管理・利活用の推進

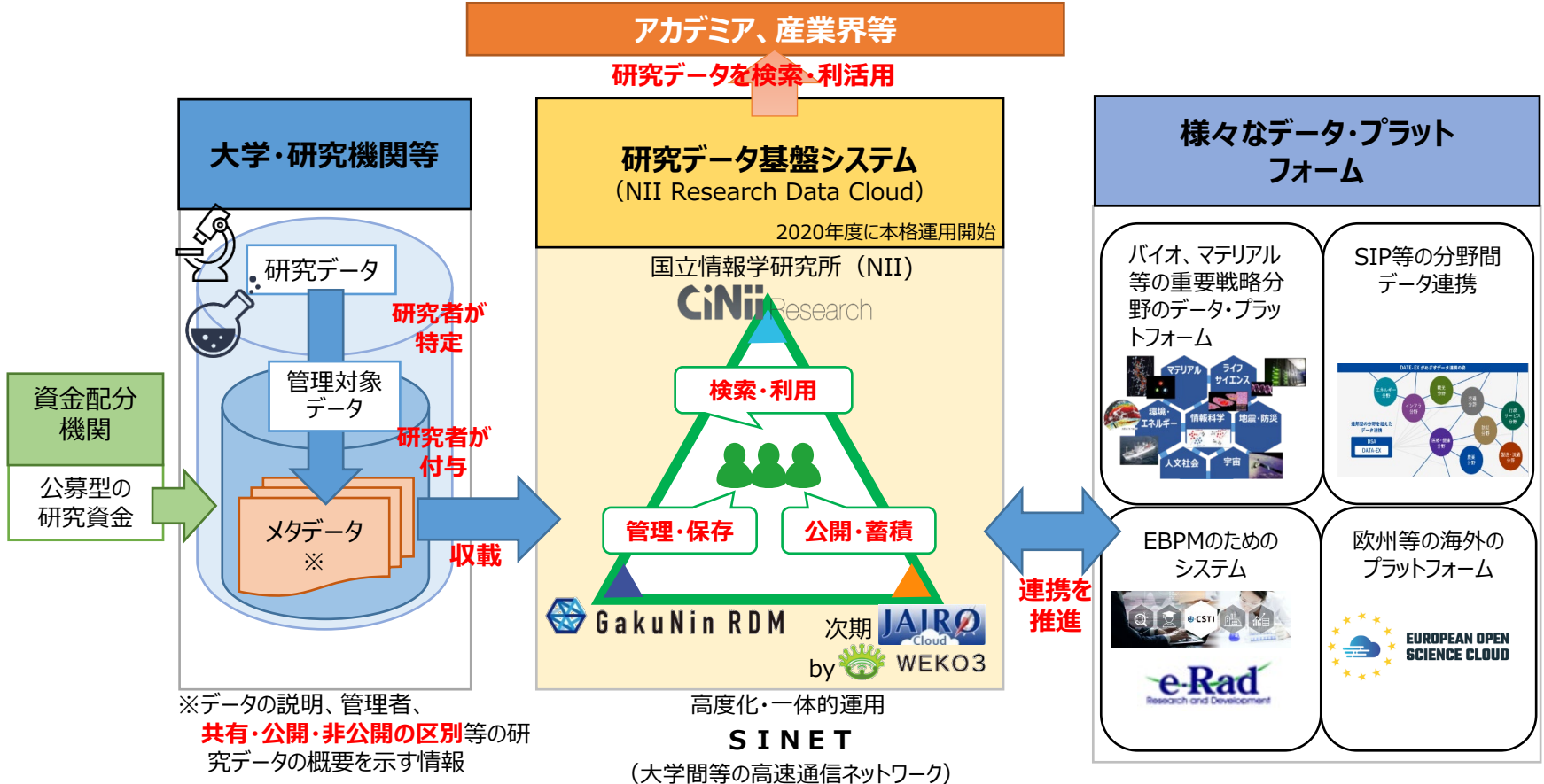
【背景】

- 知識をオープンにし、研究の加速化や新たな知識の創造などを促す**オープンサイエンスの動き**が活発化
- 世界的な出版社やIT企業**が、研究成果や研究データを**ビジネスの対象**として焦点を当てつつある

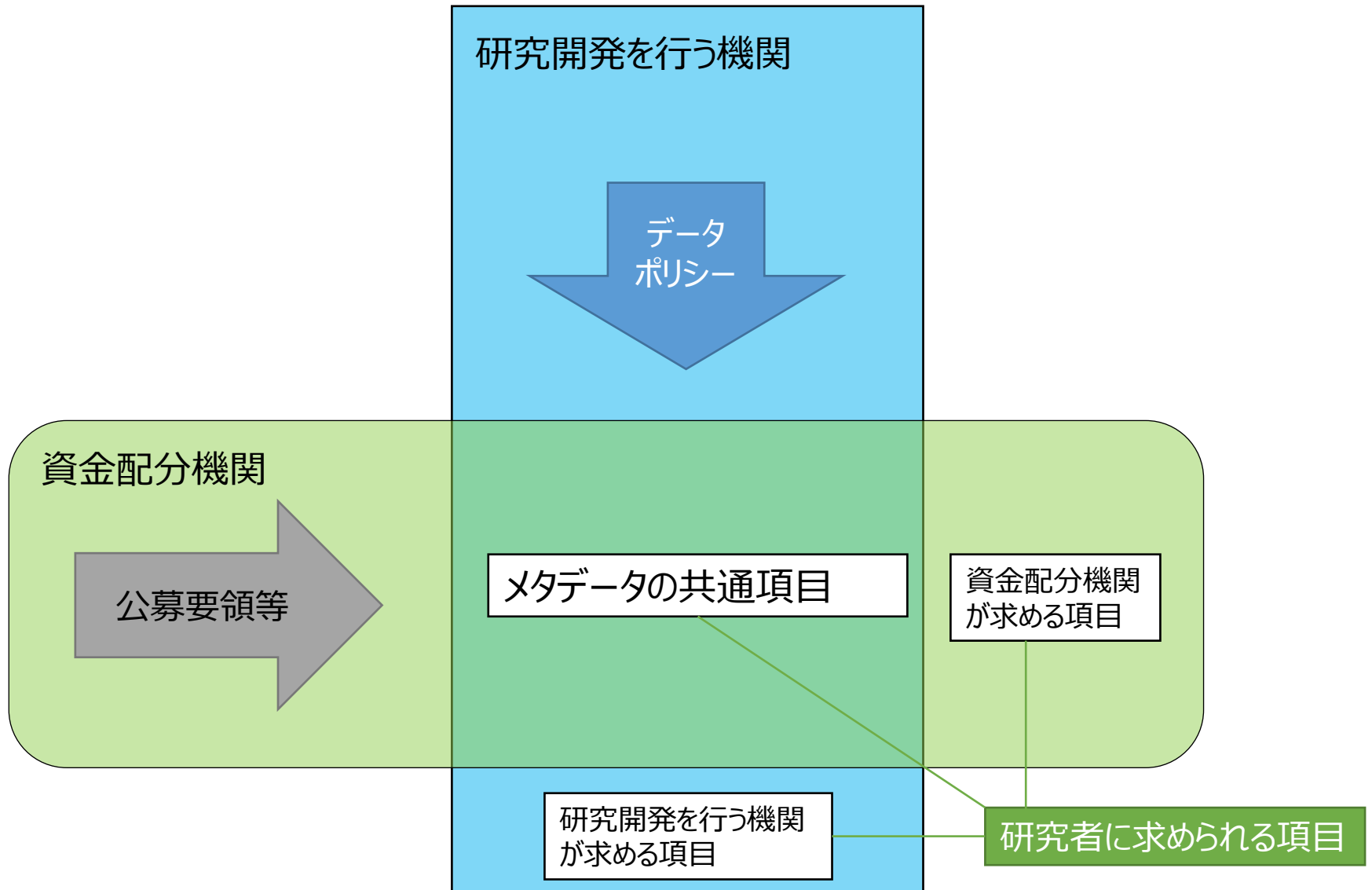
【政策文書】

- 第6期科学技術・イノベーション基本計画（2021年3月）
- 統合イノベーション戦略2023（2023年6月）
- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方（2021年4月）

研究データ基盤システムを中核としたデータ・プラットフォームの構築
 →研究データの公開・共有を推進、産学官のユーザが**データを検索可能**



メタデータに関する機関と公募型の研究資金の関係



<背景>

- 公的資金によって生み出された論文や研究データ等の研究成果は国民に広く還元されるべきものである。一方で、その流通はグローバルな学術出版社等(学術プラットフォーマー)の市場支配の下に置かれ、購読料や論文のオープンアクセス掲載公開料(APC)の高騰が進んでいる。また、研究評価における定量的指標への過度な依存が懸念されている。
- これらの高騰は、著名な学術誌の影響力等も背景に、学術雑誌の購読や論文の出版という学術研究の根幹に係る大学、研究者等の費用負担を増大させ、研究競争力を低下させる恐れがある。

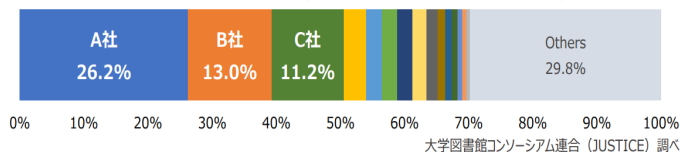
注) オープンアクセス：学術論文、研究データ等の研究成果に誰もが自由にアクセス出来る環境。

なお、公的資金による研究成果の公開・共有にあたっては、国の安全、個人情報等を考慮し、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき行うこととされている。（「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定））

学術出版社による市場支配の構造

上位3社で海外ジャーナル購読支出の50%を占める

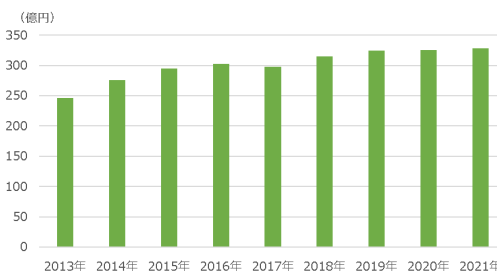
大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）会員館の出版社別支出額（2021年）



出典：内閣府 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会（2022/11/24）資料1-2「電子ジャーナル問題」対応のための「転換契約」と「若手APC支援」講演スライド p.11 より
<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/yusikisha/20221124.html>

購読料の高騰

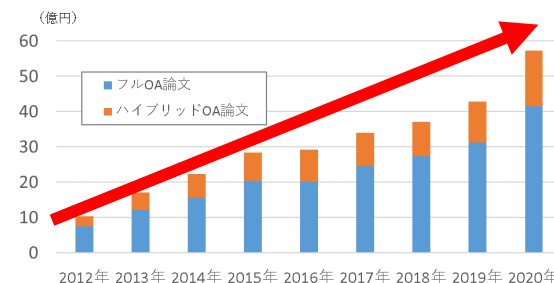
電子ジャーナル購読料*
5年間で1.1倍
9年間で1.3倍



文部科学省「学術情報基盤実態調査」を元に内閣府作成
*転換契約含む

掲載公開料等の高騰

掲載公開料(APC)が
5年間で2.0倍
9年間で5.5倍



出所：大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）「論文公表実態調査報告2021年度」、2022年3月29日、を元に内閣府作成

<経緯>

- G7広島サミット及びG7仙台科学技術大臣会合の共同声明において、公的資金による研究成果への即時オープンアクセスの支援を含むオープンサイエンスの推進が盛り込まれた。
- 「統合イノベーション戦略2023」（令和5年6月9日閣議決定）において策定する旨が規定されている、国の方針に盛り込むべき事項として、CSTI有識者議員は「公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方」（令和5年10月30日）」を取りまとめた。**本方針は、これを国の方針として決定したものである。**
- なお、「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針2023）」（令和5年6月16日閣議決定）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）においても、学術プラットフォームへの対応等が明記されている。

基本方針の主な内容

理念

公的資金により生み出された研究成果の国民への還元と地球規模課題の解決に貢献

国全体の購読料及びオープンアクセス掲載公開料の総額の経済的負担の適正化

我が国の研究成果の発信力の向上

2025年度新規公募分*から、学術論文等の即時オープンアクセスの実現

*学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度を対象

1. 学術出版社に対する**交渉力の強化**
2. 研究成果を管理・利活用するための**情報基盤の充実**
3. **研究成果発信力の強化**
4. **国際連携等**

第1に、公的資金によって生み出された研究成果を広く国民に還元するとともに、その共有・公開を通じて自由な利活用を図り、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献すること。

第2に、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）における利用可能な雑誌数や論文発表数を減らすことなく、かつ、研究活動に負の影響を与えることなく、我が国全体での購読料及びオープンアクセス掲載公開料（APC: Article Processing Charge）を含む経済的負担を適正化すること。

第3に、我が国の研究力を踏まえた世界に対する研究成果の発信力の向上を図ること。

（1） 公的資金による学術論文等の即時オープンアクセスの実施

- 公的資金¹のうち2025年度から新たに公募を行う即時オープンアクセスの対象となる競争的 研究費を受給する者（法人を含む）に対し、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠 データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づける²。
- 即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は、学術論文を主たる成果とするものとし、関係府省が定める。
- 即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済み の研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規 程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ） とする。

（2） グローバルな学術出版社等（学術プラットフォーム）との交渉

- 誰もが自由に学術論文及び根拠データを利活用できる権利の確保等の観点から、学術プラ ットフォームに対する大学を主体とする集団交渉の体制構築を支援し、交渉の取組を通じて 研究コミュニティの経済的負担の適正化を図る。

（3） 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載

- 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載³を通じて、誰もが自由に 利活用可能となることを目指す。
- 機関リポジトリ等の情報基盤とは、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）において「研究データの管理・利活用のための我が国の中核的なプラットフォーム」として位置付けた研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）上で学術 論文及び根拠データが検索可能となるものとする。

1 「公的資金」とは、国又は資金配分機関から大学、研究開発法人等に対して交付、補助又は委託する全ての経費を対象とする。公的資金は、公募型の研究資金とその他の経費（機関に対する基盤的な経費である運営費交付金等）からなる。（「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定））

2 当該義務づけに係る措置が実施困難な場合も含め具体的方策については、関係府省間で検討する。

3 機関リポジトリ等の情報基盤への掲載は、学術論文及び根拠データの識別子も可とする。

（4）研究成果発信のためのプラットフォームの整備・充実

- 研究成果を誰もが自由に利活用可能とするための発信手段として、研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）、その他のプレプリント、学術論文等の研究成果を管理・利活用するためのプラットフォームの整備・充実に対する支援を行う。

（5）国際連携

- FAIR 原則（Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる））に沿ったオープンサイエンスの推進のため、学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスに関する国際連携を進める。特に、G7 等の価値観を共有する国・地域・国際機関等との連携を図る。

（6）実施体制その他の事項

- 本方針で定めるほか、公的資金による研究データの管理・利活用に関しては、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）によるものとする。
- 資金配分機関、大学等及びその他即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者の所属する機関が即時オープンアクセスの実施状況を把握するためのシステム間の連携について、関係府省間で検討を行う。
- オープンアクセスは研究成果の発信力の向上等のために行うものであることを認識し、既存の研究費や採択件数を圧迫しないよう留意して施策を進める。
- 本方針を踏まえた学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向け連携して取り組むとともに、関係府省間の検討の場を設け、関係施策実施にあたっての具体的方策を定める。
- 国内外のオープンアクセスに関する政策動向、市場動向等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直す。

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」の実施にあたっての具体的方策 概要

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」の実施にあたっての具体的方策（令和6年2月21日 関係府省申合せ）：
基本方針の関係施策の実施にあたり、具体的方策を定めるもの

1. 即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度

| | 府省名 | 資金配分機関 | 制度名 |
|---|-------|------------|--------------------------|
| 1 | 文部科学省 | 日本学術振興会 | 科学研究費助成事業 |
| 2 | 文部科学省 | 科学技術振興機構 | 戦略的創造研究推進事業 ¹ |
| 3 | 文部科学省 | 日本医療研究開発機構 | 戦略的創造研究推進事業 |
| 4 | 文部科学省 | 科学技術振興機構 | 創発的研究支援事業 |

¹ 先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）及び情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）を除く。

2. 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載

- 機関リポジトリを整備・充実させるとともに、研究者が円滑に機関リポジトリ等の情報基盤に掲載できるように、業務フローの策定等必要な措置をとる。

3. その他即時オープンアクセスの実施のための具体的方策

- 内閣府は関係府省の協力を得て、即時オープンアクセスの進展を確認するための調査を行い、オープンアクセスの達成状況の把握を行う。
- G7科技大臣会合及び多国間、2国間の枠組みの会議の場等も活用し、G7等の価値観を共有する国・地域・国際機関等とオープンアクセスに係る連携を図る。研究成果の公開・共有を図るための国際的なプラットフォーム間の連携を進める。
- 国内外のオープンアクセスに関する政策動向等を踏まえ、必要に応じて本具体的方策の見直しを行う。

4. 今後の検討課題

- 実務上、即時オープンアクセスが困難な学術論文及び根拠データの対応。
- 根拠データについての実務上適切な対応。
- 機関リポジトリ等の情報基盤が整備されていない場合等、学術論文及び根拠データの掲載が困難な場合の措置。
- 即時オープンアクセスの実施状況を把握するためのシステム間の連携について、研究者の負担及び資金配分機関が既に使用しているシステムとの整合性を加味しつつ、実現可能な範囲及び必要な場合のシステム改修を含めた制度構築。

3. 統合イノベーション戦略2024に向けた方向性

- グローバルな視点で研究力や産業競争力、経済安全保障への対応を一層強化していくことが重要であり、同盟国・同志国やASEANなどをはじめとする国際社会との連携を強化していくことが必要。
- 国内では、人手不足の顕在化に伴い、AI・ロボティクスによる自動化・省力化が急務であり、また、頻発する災害への備えや対応も喫緊の課題となっている。これらに科学技術・イノベーションが果たす役割は一層重要となっており、テクノロジーの社会実装を加速していくことが必要。

グローバルな視点での連携強化

- ・ AIをはじめとする重要技術に関する国際的なルールメイキングの主導・参画（安全性確保等）
- ・ 科学技術・イノベーション政策と経済安全保障政策の連携強化（重要技術育成、研究セキュリティ・インテグリティ等）
- ・ グローバルな視点でのリソースの積極活用、戦略的な協働（アライアンス構築等）

先端科学技術の戦略的な推進

- ・ AI、フュージョンエネルギー、量子、バイオ等の重要技術に関する統合的な戦略の推進
- ・ K programの推進、e-CSTIによる重点領域の分析
- ・ SIP、BRIDGE、ムーンショット等を通じた研究開発・社会実装の推進

研究力・人材育成の強化

- ・ 大学ファンド、地域中核・特色ある研究大学振興等を通じた研究力強化
- ・ 公的資金による学術論文等の即時オープンアクセス化の推進
- ・ 博士人材の充実と活躍促進に向けた産学官での取組強化

イノベーション・エコシステムの形成

- ・ 拠点都市への支援を通じたスタートアップ・エコシステムの充実・強化
- ・ 研究開発型スタートアップに対する徹底支援（SBIR、政府調達等）
- ・ グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現加速

オープンアクセス推進に関するスケジュール

| | |
|---------------|---------------------------------------------------------|
| 2023年5月14日 | G7科学技術大臣会合コミュニケ（仙台） |
| 2023年5月21日 | G7首脳コミュニケ（広島） |
| 2023年6月9日 | 統合イノベーション戦略2023策定（閣議決定） |
| 2023年10月30日 | 「公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方」（CSTI有識者議員） |
| 2024年2月16日 | 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」を 統合イノベーション戦略推進会議において決定 |
| ～2024年度 | 学術出版社に対する交渉、資金配分機関（FA）等関係機関における準備 |
| 2025年度（当初までに） | 大手出版社との次期契約の合意に至る（目標） |
| 2025年度 | 新規公募分から、学術論文等の即時オープンアクセス開始 |

学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針

令和6年2月16日

統合イノベーション戦略推進会議決定

科学技術は、社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続的な経済成長を実現する原動力であり、同時に、感染症や自然災害等の脅威について国民の安全・安心を確保するものであり、国家の生命線となっている。学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究の進展や社会実装につながり、科学技術の研究成果は国民に広く還元されている。しかしながら、その流通はグローバルな学術出版社等（以下「学術プラットフォーム」という。）の市場支配の下に置かれ、購読料や学術論文のオープンアクセス掲載公開料（APC: Article Processing Charge）の高騰が進んでいる。この高騰は学術雑誌の購読や学術論文の出版という学術研究の根幹に係る大学、研究者等の費用負担を増大させ、研究コミュニティの自律性を損なうなどの悪影響をもたらす可能性がある。また、研究評価における定量的指標への過度な依存を見直し、オープンサイエンス推進のための現状と課題を把握・分析しつつ、新たな評価及びインセンティブ付与のためのシステムの確立と移行を目指す必要がある。これらの科学技術・イノベーションに関する成果の流通の重要性に鑑み、我が国では、米国やEUでの動向も踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員等において検討を行ってきた。

令和5年5月のG7広島サミット及びG7仙台科学技術大臣会合を踏まえ、「統合イノベーション戦略2023」（令和5年6月9日閣議決定）において「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する」こととしている。これを受け、総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員は、「公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方」（令和5年10月30日）（以下、「基本的な考え方」という。）を取りまとめ、学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針に盛り込むべき事項について整理を行った。

基本的な考え方では、学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスを実現するための理念として、

- ・ 第1に、公的資金によって生み出された研究成果を広く国民に還元するとともに、その共有・公開を通じて自由な利活用を図り、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献すること。
- ・ 第2に、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）における利用可能な雑誌数や論文発表数を減らすことなく、かつ、研究活動に負の影響を与えないこと、我が国全体での購読料及びオープンアクセス掲載公開料（APC: Article Processing Charge）を含む経済的負担を適正化すること。
- ・ 第3に、我が国の研究力を踏まえた世界に対する研究成果の発信力の向上を図ること。

を盛り込むべきである、としている。

「学術論文等の即時オープンアクセス実現に向けた基本方針」（以下「本方針」という。）は、これらの理念を尊重し、下記のとおり定める。

記

(1) 公的資金による学術論文等の即時オープンアクセスの実施

- ・ 公的資金¹のうち2025年度から新たに公募を行う即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む）に対し、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づける²。
- ・ 即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は、学術論文を主たる成果とするものとし、関係府省が定める。
- ・ 即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。

(2) グローバルな学術出版社等（学術プラットフォーム）との交渉

- ・ 誰もが自由に学術論文及び根拠データを利活用できる権利の確保等の観点から、学術プラットフォームに対する大学を主体とする集団交渉の体制構築を支援し、交渉の取組を通じて研究コミュニティの経済的負担の適正化を図る。

(3) 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載

- ・ 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載³を通じて、誰もが自由に利活用可能となることを目指す。
- ・ 機関リポジトリ等の情報基盤とは、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）において「研究データの管理・利活用のための我が国の中核的なプラットフォーム」として位置付けた研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとする。

(4) 研究成果発信のためのプラットフォームの整備・充実

- ・ 研究成果を誰もが自由に利活用可能とするための発信手段として、研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）、その他のプレプリント、学術論文等の研究成果を管理・利活用するためのプラットフォームの整備・充実に対する支援を行う。

¹ 「公的資金」とは、国又は資金配分機関から大学、研究開発法人等に対して交付、補助又は委託する全ての経費を対象とする。公的資金は、公募型の研究資金とその他の経費（機関に対する基盤的な経費である運営費交付金等）からなる。（「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定））

² 当該義務づけに係る措置が実施困難な場合も含め具体的方策については、関係府省間で検討する。

³ 機関リポジトリ等の情報基盤への掲載は、学術論文及び根拠データの識別子も可とする。

(5) 国際連携

- ・ FAIR 原則 (Findable (見つけられる)、Accessible (アクセスできる)、Interoperable (相互運用できる)、Reusable (再利用できる)) に沿ったオープンサイエンスの推進のため、学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスに関する国際連携を進める。特に、G7 等の価値観を共有する国・地域・国際機関等との連携を図る。

(6) 実施体制その他の事項

- ・ 本方針で定めるほか、公的資金による研究データの管理・利活用に関しては、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)によるものとする。
- ・ 資金配分機関、大学等及びその他即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者の所属する機関が即時オープンアクセスの実施状況を把握するためのシステム間の連携について、関係府省間で検討を行う。
- ・ オープンアクセスは研究成果の発信力の向上等のために行うものであることを認識し、既存の研究費や採択件数を圧迫しないよう留意して施策を進める。
- ・ 本方針を踏まえた学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向け連携して取り組むとともに、関係府省間の検討の場を設け、関係施策実施にあたっての具体的方策を定める。
- ・ 国内外のオープンアクセスに関する政策動向、市場動向等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直す。

以上

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策

令和6年2月21日
関係府省申合せ

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定）（以下、「基本方針」という。）の関係施策の実施にあたり、以下のとおり具体的方策を定める。

1. 即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度

- ・ 即時オープンアクセスの対象となる学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度は、当面の間、
 - ・ 新たな科学的知見の創出を主眼とし、査読付き学術論文を主たる成果として取り扱うもの
 - ・ 「特定の行政施策の一環として行われ、技術水準の向上を図るもの」以外のもの
 等の観点から総合的に判断するものとし、国内外のオープンアクセスに関する政策動向、市場動向等を踏まえ必要な見直しを行うこととする。
- ・ 学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は、現行制度が継続し、2025年度に新たに公募を行う場合について、以下の表のとおり。なお、競争的研究費の各制度の改廃に併せて本表を修正する。

表 学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度

| | 府省名 | 資金配分機関 | 制度名 |
|---|-------|------------|--------------------------|
| 1 | 文部科学省 | 日本学術振興会 | 科学研究費助成事業 |
| 2 | 文部科学省 | 科学技術振興機構 | 戦略的創造研究推進事業 ¹ |
| 3 | 文部科学省 | 日本医療研究開発機構 | 戦略的創造研究推進事業 |
| 4 | 文部科学省 | 科学技術振興機構 | 創発的研究支援事業 |

2. 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載

- ・ 機関リポジトリを整備・充実させるとともに、研究者が円滑に機関リポジトリ等の情報基盤に掲載できるように、業務フローの策定等必要な措置をとる。

¹ 先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）及び情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）を除く。

3. その他即時オープンアクセスの実施のための具体的方策

- ・ 内閣府は関係府省の協力を得て、即時オープンアクセスの進展を確認するための調査を行い、オープンアクセスの達成状況の把握を行う。
- ・ G7 科技大臣会合及び多国間、2 国間の枠組みの会議の場等も活用し、G7 等の価値観を共有する国・地域・国際機関等とオープンアクセスに係る連携を図る。研究成果の公開・共有を図るための国際的なプラットフォーム間の連携を進める。
- ・ 国内外のオープンアクセスに関する政策動向等を踏まえ、必要に応じて本具体的方策の見直しを行う。

4. 今後の検討課題

- ・ 基本方針の関係施策の実施に当たり、引き続き協議が必要な以下の事項について、関係者間で検討を進め、結論を得る。
 - ① 即時オープンアクセスが困難な学術論文及び根拠データの取扱いについて
実務上、即時オープンアクセスが困難な学術論文及び根拠データの対応について、検討する。
 - ② 即時オープンアクセスの対象となる根拠データの範囲について
「根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）」について実務上適切に対応できるよう検討する。
 - ③ 機関リポジトリ等の情報基盤への掲載が困難な、即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む。）への対応について
即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む。）の所属する機関において、機関リポジトリ等の情報基盤が整備されていない場合等、学術論文及び根拠データの掲載が困難な場合の措置について検討する。
 - ④ 即時オープンアクセスの実施状況の把握について
資金配分機関、大学等及びその他即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者の所属する機関が即時オープンアクセスの実施状況を把握するためのシステム間の連携について、研究者の負担及び資金配分機関が既に使用しているシステム（e-Rad(府省共通研究開発管理システム)含む。）との整合性を加味しつつ、実現可能な範囲及び必要な場合のシステム改修を含めた制度構築について検討する。